

令和3年9月17日
中国電力株式会社

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画の変更予定について

今後申請を予定している廃止措置計画及びこれに関連する保安規定の変更概要を以下に示す。

1. 発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）の事項の反映に伴う変更

令和3年9月15日に変更許可を受けた島根原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）に定めた事項を反映するため、廃止措置計画変更認可申請を行う。

主な反映事項は次のとおり。

- ・ 1号炉施設の2号炉との共用取りやめ
- ・ 1号炉屋外タンクの使用取りやめ
- ・ 2号炉施設における固体廃棄物処理方法の変更
- ・ 1号炉取水槽流路縮小工設置に伴う循環水ポンプの停止
（放射性液体廃棄物の放出管理目標値の変更）

なお、上記変更に伴い、保安規定に定めている放射性液体廃棄物の放出管理目標値の変更も必要であることから、保安規定の変更認可申請も併せて行う。

2. 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間（第2段階）に行う具体的事項の追加

現在の廃止措置計画は、解体工事準備期間（第1段階）に行う具体的事項について定めており、原子炉本体周辺設備等解体撤去期間（第2段階）以降に実施する事項に関しては、当該期間に入るまでに廃止措置計画に反映し、変更の認可を受けることとしている。

このため、1.に係る変更認可を受けた後、準備が整い次第、原子炉本体周辺設備等解体撤去期間に行う具体的事項を定めた廃止措置計画及び保安規定の変更認可申請を行う。

以 上